

未来へつなごう！清らかな水と豊かな大地！

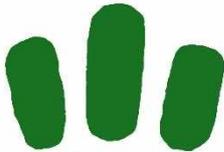
水土里ネット 高梁川用水だより

第10号

令和7年8月1日発行
高梁川用水土地改良区
〒719-1156
岡山県総社市門田283番地
TEL 0866-31-5200
FAX 0866-31-5201
URL <http://t-midori.net/>
E-mail takahashigawa@t-midori.net



小阪部川ダム（新見市）2025年7月撮影

目次	お知らせ
<ul style="list-style-type: none">令和6年度 通常総代会の開催おもな業務内容について国営施設機能保全事業「小阪部川地区」の実施状況総代選挙の結果についておもなトピックス事前放流等への対応について組合員の皆様へのお願い役職員名簿及び組織図	<p>受益面積 6,731.9ha 組合員数 19,146人 (令和7年4月1日現在)</p> <p>暑中お見舞い申し上げます。 連日猛暑が続いておりますが、 組合員の皆様にはお元気で お過ごしのことと存じます。炎暑厳しき折、くれぐれも ご自愛のほどお願い申し上げます。</p> <div data-bbox="1193 1720 1484 2027"><p>みどり 水土里ネット 未来へつなごう！ 清らかな水と豊かな大地</p></div>

◆概要

令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 9 時 30 分から令和 6 年度通常総代会を、国民宿舎サンロード吉備路（コンベンションホール雪舟）で、総代 92 名の出席により開催しました。来賓として、中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所松宮所長、岡山県備中県民局農林水産事業部東原部長をお迎えし、お祝いのお言葉をいただきました。なお、全議案とも賛成多数により可決されました。

◆矢野理事長挨拶

皆様、おはようございます。高梁川用水土地改良区理事長の矢野でございます。令和 6 年度通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。総代の皆様方には公私ともに大変ご多忙のなか、早朝より多数のご出席を賜り、心から感謝申し上げます。そして、先般の総代選挙において見事ご当選なされました皆様方に、心からお祝い申し上げます。この度の改選により、半数近い方が新しく総代に就任されました。総代の皆様方には、これから 4 年間、地域の代表として土地改良区の運営にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。また、本日は、年度末を迎え、公務ご多用中にもかかわらず、農林水産省 中国四国農政局 岡山南土地改良建設事業所長の松宮様、同じく、小阪部川支所長の張谷様、岡山県 備中県民局 農林水産事業部長の東原様のご臨席をいただいております。来賓の皆様方には、平素からダム改修事業や当土地改良区の運営にあたり、特段のご指導ご高配を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。さて、米農家にとって、これまでの低価格にあわせ、肥料や燃料の高騰など米栽培は非常に厳しいものでありましたが、一昨年の米の不作から昨年は高値の取引となり、安堵いたしました。しかし、昨年は例年の収穫があったにもかかわらず、米価格の高騰が現在も続いていることから、国は政府備蓄米の放出を開始しました。今後、国や自治体の米対策を注視してまいりたいと思っております。また、国では農政の基本理念や施策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が、四半世紀ぶりに昨年 6 月に改正されました。土地改良の分野では、防災・減災、スマート農業、施設の老朽化への対応などに向けた保全などが盛り込まれ、これに関連した施策が進められると聞いております。次に、当土地改良区の管理する小阪部川ダムは、皆様の農地に農業用水の補給を行っており、老朽化した施設の機能回復のため、平成 26 年度から、農林水産省により実施中の大改修は、本年度をもってすべて完了する予定でございましたが、ダムの直下流護岸の損傷が判明し、急遽、3 年程度の工期の延期が必要になったと報告を受けております。これら改修工事の状況につきましては、後ほど、小阪部川支所から説明をいただくこととなっております。いずれにいたしましても、当土地改良区は今後とも小阪部川ダムの安定的な農業用水の確保と、安全な洪水調整に努めて参りたいと思っております。さて、本日もご提案申し上げます議案は、今年度の補正予算、次年度の予算などがございます。総代の皆様には、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、皆様方の今後一層のご活躍と、益々のご健勝を祈念申し上げます。開会のご挨拶といたします。



◆来賓祝辞

○中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所 松宮所長



本日は、総代会の開催、誠におめでとうございます。また、本日まで出席の皆様方におかれましては、日頃より農政の推進、取り分け国営施設機能保全事業「小阪部川地区」の事業推進に、ご理解、ご協力いただくとともに、農業水利施設の維持管理や配水調整に、ご尽力頂いていることに関して、心より感謝申し上げます。さて、農政についてですが、昨年、農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」が、制定から四半世紀を経て初めて改定されました。現在、基本法の改定を踏まえ、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推進すべく、新たな基本計画の策定を進めているところです。農業農村整備事業に関しては、スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備、農業生産基盤の適切な保管理、防災・減災、国土強靱化といった 3 つの観点で基本計画に位置づける議論がされているところです。これらの検討と合わせて、農業農村整備事業を円滑に推進できるよう、今国会に土地改良法の改正案を提出することとしています。これら基本計画の策定と土地改良法の改正等により、農林水産業の生産基盤の強化をはじめとする、食料安全保障の確保に関する施策の充実・強化を図っていきたいと考えています。皆様のご理解とご支援を頂ければと思います。さて、小阪部川地区に関してですが、平成 26 年度から老朽化した小阪部川ダムの改修に着手しています。今年度は、難工事が予想された取水施設の改修を無事終えることができ、さらには周辺整備も終えることが出来ました。計画した施設の改修を終え、本来であれば事業完了となりますが、昨年 8 月、日本列島に上陸し、記録的な大雨をもたらせた台風 10 号の影響により小阪部川流域も大雨となりました。この影響によりダム下流右岸の護岸に洗堀が発生しています。この護岸はダム放流が影響する範囲であり、放置すると護岸の洗堀や破損の進行、さらには流水の阻害が懸念されることから、護岸の改修を行うこととしました。このため、工期を最大 3 年、延伸させていただきますが、可能な限り、早期に改修し、用水供給に支障の無いよう、事業推進に取り組んでいく所存です。皆様にはご心配をお掛けし大変申し訳ありませんが、ご理解と引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、本日まで出席の皆様方の益々のご健勝と地域農業、及び高梁川用水土地改良区の益々のご発展を祈念いたしまして、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。



備中県民局農林水産事業部の東原でございます。高梁川用水土地改良区の通常総代会が、多くの皆様方のご出席の下、このように盛大に開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。また、本日お集まりの皆様方におかれましては、平素から本県の農林水産行政、とりわけ農業農村整備事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を戴いておりますことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。また、高梁川下流域約 6,800ha の広大な農地を受益に持つ高梁川用水土地改良区の地域内には、先人の英知によって築かれ、食料の安定供給、農業の発展に大きく寄与してきた用水路や樋門など数多くの土地改良施設がありますが、これら施設について、改良区の皆様のご尽力により、しっかりと守り、伝えておられますことに深く敬意を表する次第でございます。さて、農業農村を取り巻く環境は、担い手の減少、耕作放棄地の増加などに加え、人口減少やコロナ禍を契機とする生産・消費活動の変化、終わりの見えない資材価格高騰など、一層厳しい状況でございます。さらには、皆様方により適切に保全管理されております土地改良施設についても、多くで老朽化が進んでいるとともに、近年、頻発する豪雨災害や発生が危惧される南海トラフ地震等への備えも喫緊の課題でございます。こうした中、国は、昨年 6 月、食料・農業・農村基本法の一部を改正し、県においても法改正を踏まえ、新たに策定した「おかやま農林水産プラン」に基づき、新年度から様々な取り組みを始めることとしています。新プランでは、引き続き「儲かる産業としての農林水産業の確立」を基本目標とし、「マーケティングとブランディングの推進」、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」、「持続可能な農林水産業の実現」、「農林水産業を支える施策」を 4 本柱に据えて、本県の優れた人材や高い技術力、恵まれた自然環境などの優位性を最大限に生かしながら、農林水産業を将来にわたり成長し続ける魅力ある産業とすることを目指します。県民局といたしましても、こうした施策を通じて、地域が描く将来の農業・農村の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、高梁川用水土地改良区の益々のご発展と、本日お集まりの皆様方のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

◆議事次第

○議案第1号 令和5年度事業報告及び財産目録の承認について

○議案第2号 令和5年度収支決算の承認について

◆令和5年度 一般会計収支決算

収入総額 166,846,096 円

支出総額 166,846,096 円

収入 (単位：円)

項目	決算額	備考
1 土地改良事業収入	52,689,390	10 a あたり経常賦課金 670 円、転用決済金 24,600 円
2 附帯事業収入	40,249,000	ダム発電使用料
3 特定資産運用収入	464,197	積立資産利息
4 補助金等収入	1,232,000	水利施設管理強化事業補助金
5 業務受託料収入	11,058,308	高梁川合同堰樋門操作ほか
6 雑収入	1,571,022	転用筆現地確認業務、過年度賦課金、過怠金ほか
7 特定資産取崩収入	54,392,273	転用決済金積立資産ほかから取崩
8 繰越金	5,189,906	前年度からの繰越
合計	166,846,096	

支出

項目	決算額	備考
1 土地改良事業費支出	13,509,960	維持管理費（ダム）、受託業務経費
2 一般管理費支出	119,781,011	人件費、事務費、租税公課ほか
3 固定資産取得支出	213,254	パソコン取得費
4 特定資産積立支出	26,290,704	財政調整積立資産などへの積立
5 繰越金	7,051,167	次年度への繰越
6 予備費	0	
合計	166,846,096	

○議案第3号 令和6年度収支補正予算の承認について

○議案第4号 賦課金の不納欠損処分の議決について

○議案第5号 定款、規約、諸規程の一部改正の議決について

○議案第6号 令和7年度事業計画の議決について

○議案第7号 令和7年度収支予算の議決について

◆令和7年度 一般会計収支予算

収入総額 162,385,000 円 支出総額 162,385,000 円

収入 (単位：円)

項目	予算額	備考
1 土地改良事業収入	55,500,000	10 a あたり経常賦課金 670 円、転用決済金 25,400 円
2 附帯事業収入	40,251,000	ダム発電使用料
3 特定資産運用収入	1,210,000	積立資産利息
4 補助金等収入	1,232,000	水利施設管理強化事業補助金
5 業務受託料収入	11,573,000	高梁川合同堰樋門操作ほか

6	雑収入	310,000	過年度賦課金、過怠金ほか
7	特定資産取崩収入	47,309,000	転用決済金、職員厚生会積立資産から取崩
8	繰越金	5,000,000	前年度からの繰越金
	合計	162,385,000	

支出

項目	予算額	備考
1 土地改良事業費支出	16,020,000	維持管理費（ダム）、受託業務経費
2 一般管理費支出	125,635,000	人件費、事務費、租税公課ほか
3 固定資産取得支出	1,340,000	ソフトウェア等備品
4 特定資産積立支出	18,890,000	財政調整積立資産などへの積立
5 繰越金	0	次年度への繰越
6 予備費	500,000	
合計	162,385,000	

○議案第8号 令和7年度賦課金の賦課徴収の議決について

○議案第9号 令和7年度金銭預入先金融機関の議決について

◆開催状況写真

・総代会



坪井議長挨拶



監査報告



議案承認可決



高橋副理事長挨拶

◆小阪部川ダム維持管理

岡山南部の受益地で農業用水が不足したときのための補給水として、農業用水を貯水するための小阪部川ダムの維持管理及び運用を行っています。小阪部川ダムは農業用水と水道用水の補給を行うためのダムですが、主な目的は農業用水の補給であるため、6月上旬までにはダムをほぼ満水にして、6月15日から9月23日をかんがい期間として必要な量を放流しています。



旧来、岡山南部地域の農業用水は高梁川を水源とし、自然に流れる水を取水していましたが、一旦^{かんぱつ}旱魃が発生すると大きな被害が生ずることから、小阪部川ダムを造り、河川を自然に流れる流量が少なくなる時期にその水量を補給することとし、農林省によって昭和30年にダムが完成しました。

特に、代かき期である6月15日から6月21日を第一期、水稻の生育内で最も水を必要とする穂形成期の8月1日から8月7日を第二期、出穂期の8月25日から9月3日を第三期として放流量を増加させ、一定量を農業用水補給のため放流しています。小阪部川ダムは岡山市、倉敷市、総社市、早島町の受益地約6,700ヘクタールへ農業用水を供給しています。

◆高梁川合同堰樋門操作等業務及び水路維持管理業務

【施設の紹介】

高梁川合同堰は湛井堰と上原井領堰が合口（取水口を一つにまとめる）されたものです。この堰は、国営附帯県営かんがい排水事業「高梁川地区」により昭和32年に着工され、昭和41年に竣工しました。その後、施設の老朽化のため、国営かんがい排水事業「岡山南部地区」により平成10年度から土砂吐、洪水吐ゲートの更新、護床工の改修及び取水ゲートの整備を行うとともに十二ヶ郷用水路の改修と各ゲートが更新され、平成27年度に完了しています。合同堰から取水している水系は湛井十二ヶ郷用水及び上原井領用水であり、現在約4,300ヘクタールの農地へ配水されています。



【内容】

平成19年度から施設を所轄する岡山県備中県民局から下記の業務を受託しています。

- ・高梁川合同堰の保全、樋門開閉操作及び水管理システム操作
- ・高梁川合同堰取水口外側・内側スクリーンの清掃による水路維持及び管理用地内の草刈



◆湛井十二ヶ郷用水路施設操作等業務

【施設の紹介】

県下でも最大のかんがい面積と古い歴史をもつ湛井十二ヶ郷用水は、平安時代末期の武将妹尾太郎兼康により築造されたと伝えられています。

十二ヶ郷用水の配水地域は、上流から刑部郷・真壁郷・八田部郷・三輪郷・三須郷・服部郷・庄内郷・加茂郷・庭瀬郷・撫川郷・庄郷・妹尾郷（現在の総社市南東部、岡山市西部、倉敷市北東部、岡山市南西部）の十二箇郷であり、この用水を利用して稲作をしている水田の面積は、現在約3,900ヘクタールにおよんでいます。

また、湛井十二ヶ郷用水路は安定した農業用水の通水のみだけでなく、生き物の生息の場、雨水や生活排水、防火用水などの多面的な機能も果たしています。

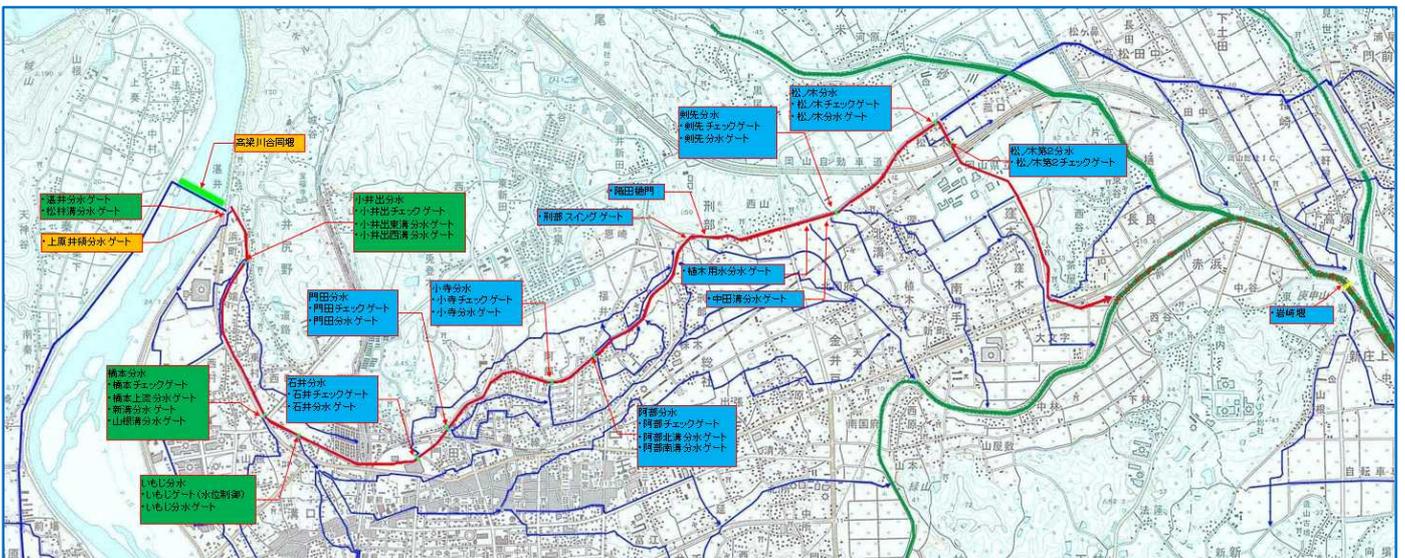


【内容】

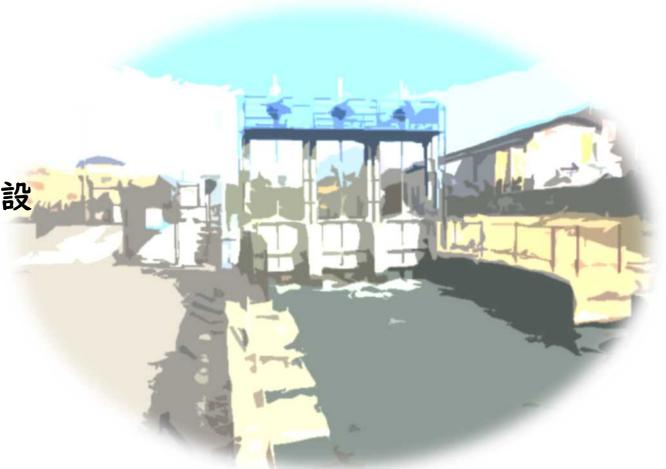
平成28年度から湛井十二ヶ郷用水路内の湛井十二箇郷組合及び足守川水系用水施設管理協議会の管理する施設について、下記の業務を受託しています。

- ・降雨時等における総社市内の洪水対策のためのゲート操作
- ・かんがい期、非かんがい期におけるゲート開度等の設定
- ・減水時等を利用した十二ヶ郷用水路内のチェックゲート及び分水ゲートの動作確認
- ・その他必要に応じた開閉操作

【湛井十二ヶ郷用水路施設概要図】



- 湛井十二ヶ郷用水幹線水路
- 湛井十二ヶ郷用水支線水路
- 湛井十二箇郷組合操作等受託施設
- 足守川水系用水施設管理協議会操作等受託施設
- 岡山県操作等受託施設



◆事業目的

小阪部川地区の受益地は岡山県の南部に位置する岡山市、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町にまたがる県下でも有数の穀倉地帯で、水稻を中心に、水田の畑作利用等による大麦、大豆、野菜等を組み合わせた農業経営が展開されています。

本地区の基幹的な農業水利施設である小阪部川ダムは、国営小阪部川農業水利事業（昭和23年度～昭和30年度）により造成されましたが、築造から70年近くが経過し、取水設備及び放流設備においてはゲート等が腐食し、管理設備においては操作、制御の不具合等が生じていました。今後、更なる老朽化の進行により、施設の維持管理に多大な費用と労力を要するとともに、農業用水の安定供給に支障をきたすことが予想されました。

このため、ダムの機能を保全するよう、堤体、取水・放流設備及び観測・警報設備などの更新・整備を行い、施設の長寿命化と施設の維持管理費用の軽減及び農業用水の安定供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的に実施しています。

◆事業概要

1	事業名	国営施設機能保全事業 小阪部川地区
2	事業期間	平成26年度～令和9年度（予定）
3	関係市町	岡山市、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町
4	受益面積	6,204 ha（田6,192 ha、畑12 ha）
5	受益者数	23,769人
6	総事業費	45億円
7	事業内容	取水設備、放流設備、観測・放流警報設備の改修・更新

◆事業の実施状況

事業の実施については下記のとおり、担当となる中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所と土地改良区で随時協議調整を図りながら計画的且つ着実に行われています。

○令和6年度までの事業進捗状況

- ・改修工事のための道路法面保護工事
- ・ダム管理事務所建築工事
- ・ダム取水設備（角落し）整備工事
- ・ダム付帯施設及び周辺整備工事
- ・ダム予備発電機更新工事
- ・ダム係船設備（インクライン）工事
- ・ダム放流設備（利水放流ゲート）整備工事
- ・ダム水管理システム整備工事
- ・旧管理事務所撤去工事
- ・ダム表面取水角落し格納庫建築工事
- ・ダム取水設備（主制水ゲート）整備工事
- ・ダム取水塔改修工事
- ・ダム周辺整備工事

○令和7年度事業実施予定

- ・ダム付帯施設整備工事

○事業担当窓口

中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所
 〒700-0973
 岡山県岡山市北区下中野 1223-5
 TEL：086-236-6240 FAX：086-236-6241



完成したダム取水設備（主制水ゲート）



完成したダム取水塔

総代選挙の結果について

○概要

当土地改良区の令和2年10月31日就任総代は、令和6年10月30日をもって4年の任期が満了となり、去る令和6年10月8日（日）の総代選挙の結果、以下の方々が就任となりました。

○総代就任者

選挙区	氏名	住所	氏名	住所
1	池上 信吉	総社市井手	高杉 譲治	倉敷市老松町
	佐野 昌良	総社市井尻野	前田 操	総社市長良
	水畑 行弘	総社市北溝手	内藤 立夫	総社市駅南
	横田 金作	総社市溝口	榎枝 定夫	総社市赤浜
	守安 直正	総社市上林		
2	浅沼 洋公	総社市下原	三宅 五郎	総社市富原
3	高谷 美代士	総社市宿	小原 勝	総社市西郡
4	佐野 巧	総社市清音軽部	板野 理	総社市清音柿木
5	松王 美朗	倉敷市真備町辻田	山田 幸治	倉敷市真備町岡田
	小野 正則	倉敷市真備町川辺	加藤 佳久	倉敷市真備町川辺
	河田 秀一	倉敷市真備町有井	太田 清悟	倉敷市真備町市場
	妹尾 國昭	倉敷市真備町箭田	守屋 晶次	倉敷市真備町下二万
6	橋本 勤	岡山市北区福崎	佐伯 稔	岡山市北区門前
	小川 政俊	岡山市北区高松	大橋 正明	岡山市北区高松
	川上 長三	岡山市北区吉備津	熊澤 征将	岡山市北区吉備津
	牧野 敏夫	岡山市北区加茂	浅沼 弘	岡山市北区新庄上
	高木 博志	岡山市北区川入	太田 新作	岡山市北区平野
	光畑 敏彦	岡山市北区大内田	柏原 幸雄	岡山市南区妹尾
	吉田 節朗	岡山市南区大福	久山 優	岡山市南区妹尾崎
7	坪井 淳二	倉敷市上東	内田 猛	倉敷市西尾
	松本 一夫	倉敷市下庄		
8	和気 玉司	倉敷市下庄	守屋 毅	倉敷市三田
	山本 三義	倉敷市西坂	平松 孝二	倉敷市中庄
	大森 浩司	倉敷市中庄	楠戸 政輝	倉敷市五日市
	守山 周茂	倉敷市西田	藤原 喜久男	倉敷市帯高
	藤原 恒久	倉敷市有城	亀山 進	倉敷市羽島
	尾崎 誠	倉敷市茶屋町	関藤 義和	倉敷市茶屋町
	澤田 正一	倉敷市茶屋町早沖		
9	日笠 太	都窪郡早島町早島	小郷 秋義	都窪郡早島町早島
10	小川 秀樹	倉敷市笹沖	大野 光雄	倉敷市田ノ上
	永瀬 直文	倉敷市西富井	小野 康信	倉敷市福田町古新田
	高橋 昭夫	倉敷市東塚	田中 孝洋	倉敷市福田町福田
	古川 省吾	倉敷市北畝		
11	近藤 卓志	倉敷市酒津	白神 正則	倉敷市中島
	中原 康雄	倉敷市片島町	佐々木 一孝	倉敷市西阿知町西原
	竹内 功	倉敷市連島中央	三宅 銀造	倉敷市連島町連島
	小野 正	倉敷市連島町鶴新田	三宅 仁	倉敷市連島町連島

12	井上 保邦	倉敷市船穂町船穂	澤根 俊典	倉敷市船穂町船穂
13	武政 清	倉敷市玉島長尾	渡邊 誠夫	倉敷市玉島長尾
	岡本 稔	倉敷市玉島八島	小野 昌秀	倉敷市玉島八島
	安原 生二	倉敷市玉島上成	高田 博司	倉敷市玉島乙島
	小山 晃充	倉敷市玉島阿賀崎	宗田 隆一	倉敷市玉島柏島
14	貝吹 吉孝	倉敷市福島	貝吹 哲也	倉敷市福島
	萱谷 佳弘	倉敷市新田	安田 茂	倉敷市新田
	大代 政市	倉敷市八軒屋	白神 健二	倉敷市黒石
15	濱野 勤	倉敷市玉島黒崎	羽原 豊雄	倉敷市藤戸町天城
	角名 則男	倉敷市藤戸町藤戸		
16	道久 始	岡山市南区内尾	有限会社黒田農産 代表取締役 黒田 栄三郎	岡山市南区西畦
	神原 治隆	岡山市南区曾根	枝廣 光国	岡山市南区中畦
	西谷 武義	岡山市南区東畦	賀門 義和	岡山市南区箕島
	有限会社國定農産 取締役会長 国定 豪	岡山市南区藤田	大塚 光政	岡山市南区藤田
	大野 研二	岡山市南区藤田		
17	三宅 貢作	岡山市南区宗津	若林 昌和	岡山市南区彦崎



◆高梁川合同堰水利用連絡協議会 定例会議開催

令和6年7月1日（月）10時20分から令和6年度高梁川合同堰水利用連絡協議会定例会議を、当土地改良区事務所で開催しました。関係する利水組織及び行政機関の皆様に対して、国土交通省岡山河川事務所が主催する高梁川流域全体の適正な水利用を図る組織である「高梁川水系水利用協議会」協議内容の報告、令和6年度小阪部川ダム運用状況と今後の放流計画及び国営事業の実施状況等について報告しました。

併せて、関係利水組織を代表して各行政機関から、各用水における農業用水の取水等の状況について説明があり、情報共有が図られました。

○活動方針

当協議会は、前述の目的を達成するため次の事項を協議します。

- ・水利用の調整の時期及び方法に関すること。
- ・合理的な水利用の方策に関すること。
- ・渇水時における水利用の調整に関すること。
- ・その他円滑な水利用の推進を図るために必要な事項に関すること。

○構成メンバー

役 職	所 属 等	協議会職名
委 員	高梁川用水土地改良区 理事長	会 長
委 員	湛井十二箇郷組合議会 議長	副会長
委 員	岩崎堰代表者	
委 員	黒住堰代表者	
委 員	三ヶ村合同堰代表者	
委 員	四ヶ郷堰代表者	
委 員	西一郷半樋門代表者	
委 員	福富堰代表者	
委 員	坎樋堰代表者	
委 員	東六間川用排水施設組合 組合長	
委 員	岡山市 産業観光局 農林水産部 農村整備課長	副会長
委 員	倉敷市 文化産業局 農林水産部 耕地水路課長 (足守川水系用水施設管理協議会 委員)	
委 員	総社市 産業部 農林課長	
ワザバ-	岡山県 備中県民局 農林水産事業部 農地農村計画課長	
ワザバ-	農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長	

【高梁川合同堰と会議開催状況写真】



◆令和6年度 啓発活動

○活動の概要

ダム等、土地改良施設の多面的機能（洪水調節・良好な景観形成・治水利水を通しての人間教育機能）を発揮するための活動を実施するとともに、安全管理の強化、土地改良区の啓発活動を行っています。

○出前講座

受益地内の小学校を対象に出前講座を開催し、ダムの持つ多面的機能や学区までの配水経路、用水路の歴史等を説明しました。児童の皆さんは一生懸命に聞いて、メモを取ったりしながら勉強して理解を深めてくれたようです。

出前授業終了後に実施したアンケートでは、ダムの機能や田んぼとの関連について理解できたとの回答があり、児童に各施設の役割だけでなく、児童自身の生活にも密接な関係があることで施設保全の必要性も啓発できました。

【実施校】 総社市立山手小学校 4年生児童 55名 5年生児童 62名、
岡山市立興除小学校 4年生児童 55名、総社市立総社北小学校 4年生児童 27名、
総社市立総社東小学校 4年生児童 48名

【活動状況写真】



○ダム施設保全活動

小阪部川ダム周辺は岡山県の「高梁川上流県立自然公園」に指定され、美しい景観が保全されています。しかし、近年、河川へ投棄されたゴミがダム湖に集積され、ダム管理に支障が出るとともに、景観が悪くなりつつあります。そのため、貯水池のゴミ拾いやダム周辺の草刈りを行う施設保全活動を、平成23年度から実施しています。現在、ダムの改修工事中のため、令和6年度は駐車スペース等確保が困難であったことから、推進協議会構成団体などから7名の皆様に参加いただき、公園横の階段整備を行いました。

【内容】公園横の階段部分の整備（盛り土、補強）

【活動状況写真】



◆ダムカードの配布について

小阪部川ダムへ来訪された皆様へ、ダムに関する諸元や技術秘話などの掲載されたダムカード（国土交通省公認）をダム管理事務所で配布しています。是非、記念にお持ち帰り下さい！
また、休日（土・日・祝日）に来訪され、当ダム管理事務所に職員が不在の場合には、携帯電話やデジタルカメラ等で当ダムの写真を撮って「河本ダム管理事務所」でご提示いただくと、そちらで小阪部川ダムカードを配布しますのでご利用下さい。

※その他配布ルールについて

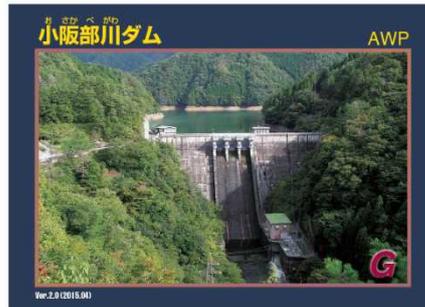
- ・カードの配布は、ダムへの来訪者のみ1人1枚とします。
- ・電話依頼等での郵送は行っていません。
- ・ダムが洪水調節中等で配布できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

○小阪部川ダム管理事務所

〒718-0001
新見市上熊谷 6961 番地
TEL 0867-76-1013

○河本ダム管理事務所（休日時のみ）

〒718-0016
新見市金谷 126 番地 2
TEL 0867-72-0961



DAM-DATA

所在地：岡山県新見市
河川名：高梁川(小阪部川)
型式：重力式コンクリートダム
ゲート：ラジアルゲート×3門
堤高・堤頂長：67.2m・145m
総貯水容量：1,562万㎡
管理者：高梁川用土地改良区
本構工完成年：1942/1955年

詳しいデータはこちら http://t-midori.net/

ランダム情報

岡山県南部の稲作地帯（当初12,487ha）へ、かんがい用水を補給するため、農林水産省により換過され、土地改良区へ管理委託されている。ダム周辺は県立自然公園内に位置し、豊かな自然に囲まれ、訪れる人々へ癒しの空間を提供している。湖の名前は美観湖（みよて）。

こだわり技術

建設当時、農林省として初めての重力式コンクリートダムであった。これまでの半世紀の歳、洪水ゲートの更新工事のみを実施したが、平成28年度からダムの長寿命化をはかるために、国営事業によりダム取水施設等の大改修を実施している。

◆受益地検索システムの運用について

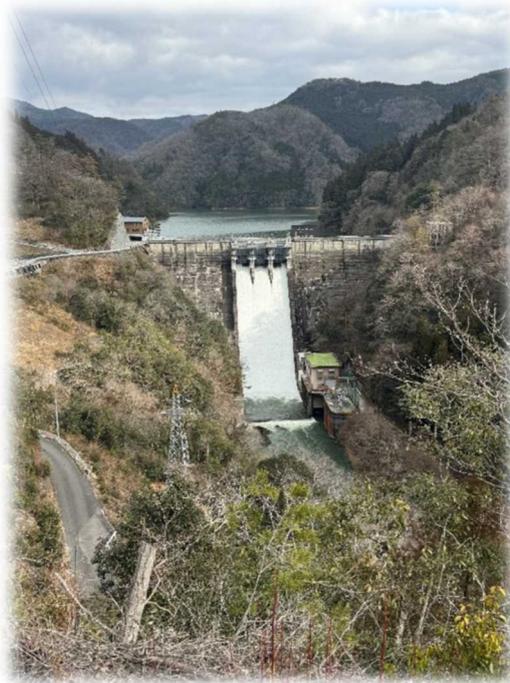
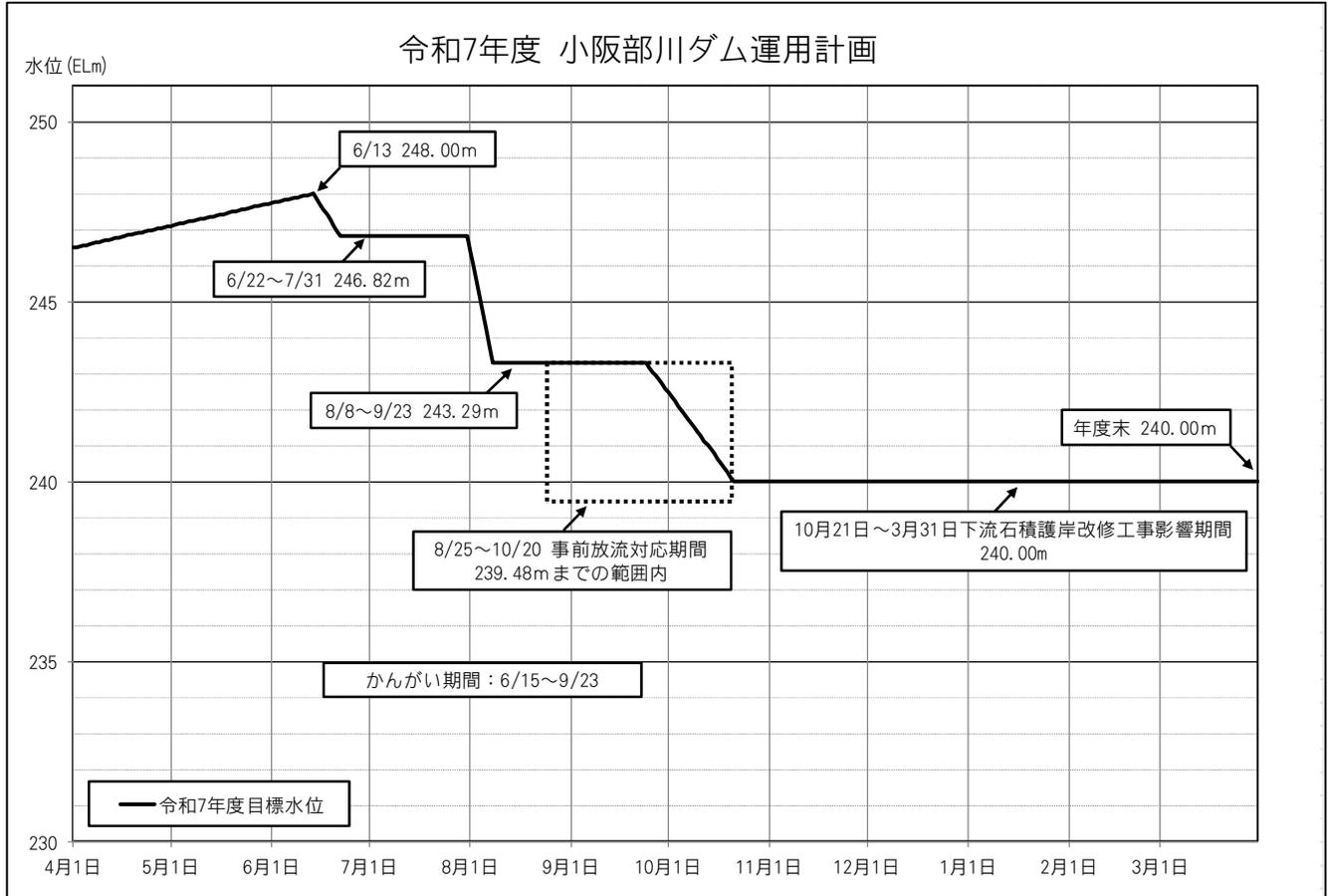
当土地改良区ホームページ上で、受益地の検索を行うことができるページを開設しています。下記トップページメニューの受益地検索ボタンをクリックいただくと、市町ごとのボタンが表示されます。各ボタンをクリックすると検索専用ファイル（Excel）をダウンロードできますので、ご利用ください。
詳しい内容に関するお問い合わせは、高梁川用土地改良区 管理課 Tel0866-31-5200 までお願いいたします。



トップページ (<http://t-midori.net/>)

受益地検索ページ

令和2年度に河川管理者、ダム管理者、関係利水者で締結した治水協定に従い、突発的な集中豪雨に対して安全なダム管理と河川の洪水調節に寄与するため、一定期間に貯水位を低下させ、空き容量を確保する運用に加え、降雨予測に応じて事前放流を行い、空き容量を一時的に増加させる運用を行います。令和7年度のダム運用については以下のとおり計画しています。



洪水吐ゲートから放流中の小阪部川ダム

◆賦課金納付について

賦課金は土地改良法第36条および、当土地改良区定款第27条の規定により、年に一度、地区内の農地に対して賦課されます。納めていただいた賦課金は小阪部川ダムの維持管理費と運営経費に充てられます。

令和7年度賦課金単価 670円/10アール
納付期限 令和7年9月1日(月)

納付期限までに完納されず、督促状が発送された時は、督促手数料100円と滞納日数に応じた延滞金を納めていただくこととなりますので必ず納付期限までに納付してください。

※督促を受け、完納されない時は、「地方税の滞納処分の例」により滞納処分を行うことがあります。

「滞納処分」とは、本人の意思に関係なく強制的に賦課金滞納者の財産を差し押さえ、公売等により換価し賦課金に充てる一連の強制徴収手続きをいいます。

◆賦課金の納入方法

賦課金は現金か口座振替のいずれかで納付できます。現在、組合員の約7割の方が口座振替により納付されています。納め忘れが無くなるとともに金融機関に出向く手間が省け便利ですので、お手続きをされてない方は、ぜひ口座振替による納付をご検討ください。

賦課金の納付には便利な口座振替をぜひご利用下さい！

【口座振替可能な金融機関】

- ・ 岡山市農業協同組合
- ・ 晴れの国岡山農業協同組合
- ・ ゆうちょ銀行
- ・ 中国銀行

お手続きの際には申込用紙を送付しますので

下記までご連絡をお願いします！！

高梁川用水土地改良区 管理課 TEL:0866-31-5200

◆組合員資格の得喪手続きについて

農地の権利移動や組合員名義の変更があった時は、原則として組合員の皆様から当土地改良区へ連絡をしていただくことになっています。

賦課金通知書裏面の通信欄か資格得喪通知書によりご連絡ください。資格得喪通知書は下記ホームページからダウンロードできます。

高梁川用水土地改良区ホームページ URL <http://t-midori.net/>
※TOP ページメニュー「各種ダウンロード」よりダウンロード出来ます。

◆農地転用等による地区除外手続きについて

農地を宅地や道路など農地以外のものに転用する場合は、土地改良法第43条に基づき農地転用決済金を土地改良区へ納入し、地区から除外する手続きが必要です。

当土地改良区は組合員の合意のもとに設立され、その運営は組合員の方々が負担する賦課金で賄われています。農地転用決済金は転用で賦課対象農地が減少することによって、残された農地を耕作する組合員への過重な負担を避けるためのものです。納めていただいた農地転用決済金は、将来にわたって小阪部川ダムの維持管理費に充てられます。

また、住宅などの個人的な転用に限らず、公共事業用地（道路、河川、水路、学校用地、公園など）として買収された場合もこの対象となります。

地区除外手続き（決済）をされなかった場合は、翌年度以降も賦課されます。

令和7年度決済金単価 25,400円/10アール

（内訳：維持管理費13,400円 調査費等12,000円）

決済金は1件の申請につき、転用面積の合計に単価を乗じ、1円未満を切り捨てます。
ただし、決済金額が10円未満のときは、その全額を切り捨てます

◆農地転用通知（地区除外申請）に係る必要書類について

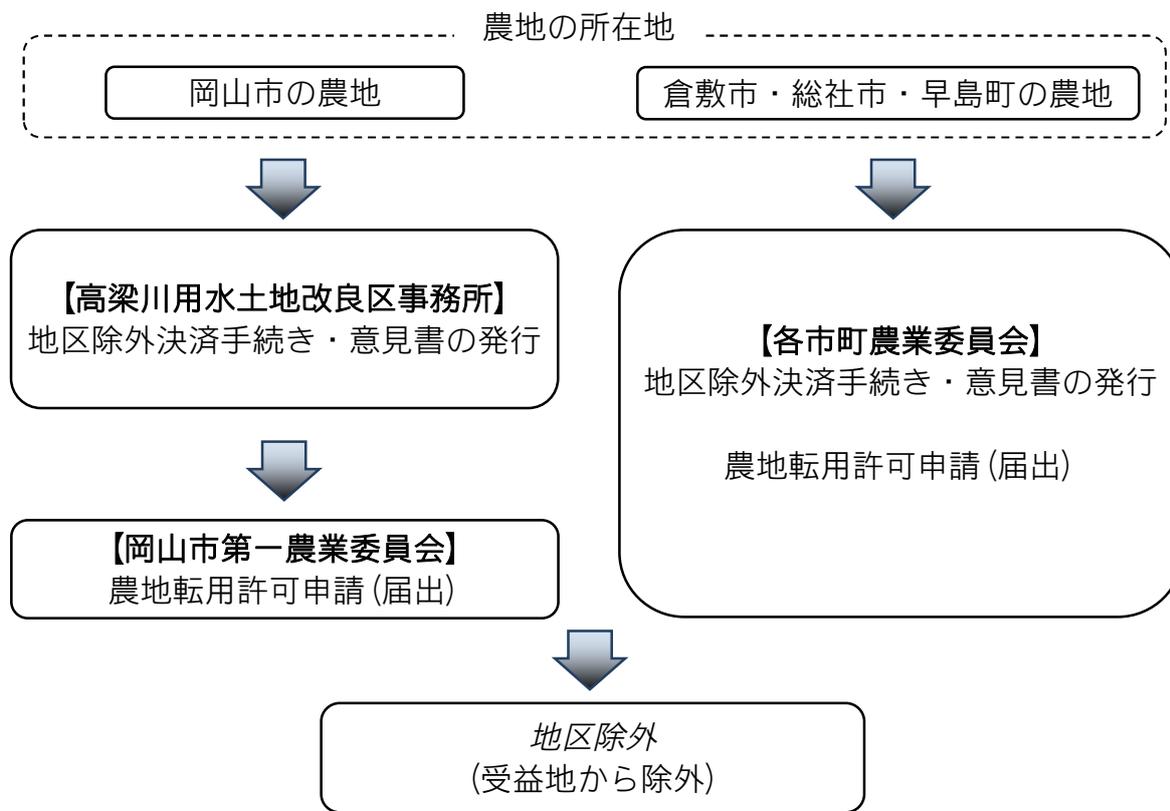
- ・農地転用等の通知書（当土地改良区ホームページよりダウンロード可能）
※ (<http://t-midori.net/>) ⇒ 「各種ダウンロード」
- ・転用対象農地の登記簿謄本(登記事項証明書)の写し
- ・転用対象農地の位置図と公図の写し
- ・身分証明書（運転免許証、顔写真入りの社員証、名刺など）

○注意事項

- ・登記地目を農地以外へ変更する際に、農業委員会への転用申請(届出)が不要とされたものについても、当土地改良区受益地であれば、決済手続きが必要となります。公共事業用地（農業委員会の許可を要しない転用を含む）として買収された土地に対する農地転用決済金についても、農地を売られた方(所有者)に決済していただくこととなります。
- ・一時転用については、農地に復元されることが前提のため、地区除外申請の受付はしておりません。

- 農地転用決済金は、確定申告時の所得税（譲渡所得）における譲渡費用として取り扱われ、譲渡所得から差し引くことが認められています。

◆農地転用による地区除外手続きの流れ



- 倉敷市、総社市、早島町の農地を転用する場合は、各市町の農業委員会での地区除外手続きとなります。
- 岡山市の農地を転用する場合は、当土地改良区での地区除外手続きとなります。市街化調整区域内の転用については、意見書発行までに数日(一週間以内)を要しますので、余裕を持って申請していただくようお願いします。また、転用許可見込みのあるものについてのみ発行していますので、事前に農業委員会に相談の上、手続きにお越しくください。
- 農業委員会への転用申請（届出）が不要とされたものについては、対象農地の所在地にかかわらず当土地改良区事務所での手続きとなります。

◆転用申請の取下げによる決済金の還付処理について

転用計画の変更、取り止め等があった場合は、当土地改良区へお知らせください。地区除外取下げ申請書と、還付申請書を提出いただき、決済金の還付を行います。還付額については、納付額から調査費および除外期間の賦課金相当分を控除して還付いたしますので、確実な転用計画による手続きをお願いします。

◆令和7年度 高梁川用水土地改良区 受益地区一覧表

市町名	区 域 の 名 称
倉敷市	倉敷市の内 東町, 船倉町, 美和1丁目, 美和2丁目, 稲荷町, 南町, 中央1丁目, 中央2丁目, 新田, 石見町, 白楽町, 老松町1丁目~老松町5丁目, 田ノ上, 田ノ上新町, 沖, 沖新町, 堀南, 西中新田, 笹沖, 吉岡, 浦田, 福井, 東富井, 西富井, 上富井, 四十瀬, 安江, 大内, 川入, 日吉町, 北浜町, 日ノ出町1丁目, 日ノ出町2丁目, 浜ノ茶屋1丁目, 浜ノ茶屋2丁目, 浜町1丁目, 浜町2丁目, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 幸町, 大島 福島, 平田, 八王寺町, 川西町, 酒津, 水江, 中島, 黒石, 八軒屋, 粒浦, 粒江, 中庄, 黒崎, 鳥羽, 徳芳, 羽島, 二日市, 加須山, 有城, 亀山, 帯高, 三田, 生坂, 西坂, 青江, 宮前, 浜ノ茶屋, 西岡, 祐安, 五日市, 中帯江, 西田, 早高, 高須賀, 西阿知町, 西阿知町西原, 片島町, 西阿知町新田, 連島町連島, 連島1丁目~連島5丁目, 連島町亀島新田, 連島中央1丁目~連島中央5丁目, 亀島1丁目, 亀島2丁目, 神田1丁目~神田4丁目, 連島町矢柄, 連島町西之浦, 連島町鶴新田, 福田町浦田, 福田町福田, 福田町古新田, 北畝1丁目~北畝6丁目, 中畝1丁目~中畝10丁目, 南畝1丁目~南畝7丁目, 松江1丁目~松江4丁目, 東塚1丁目~東塚7丁目, 福田町広江, 広江1丁目, 広江2丁目, 藤戸町天城, 藤戸町藤戸, 玉島上成, 玉島, 玉島1丁目, 玉島阿賀崎, 玉島阿賀崎1丁目~玉島阿賀崎5丁目, 玉島中央町1丁目~玉島中央町3丁目, 玉島柏島, 玉島勇崎, 玉島乙島, 玉島長尾, 玉島爪崎, 新倉敷駅前1丁目~新倉敷駅前5丁目, 玉島八島, 玉島黒崎, 玉島黒崎新町, 上東, 下庄, 西尾, 日畑, 矢部, 山地, 松島, 二子, 栗坂, 茶屋町, 茶屋町早沖, 船穂町船穂, 船穂町水江, 真備町岡田, 真備町辻田, 真備町川辺, 真備町有井, 真備町市場, 真備町箭田, 真備町下二万
総社市	総社市の内 総社, 駅前1丁目, 駅前2丁目, 中央1丁目~中央6丁目, 総社1丁目~総社3丁目, 井手, 門田, 井尻野, 小寺, 福井, 刑部, 長良, 窪木, 南溝手, 金井戸, 北溝手, 秦, 上原, 富原, 下原, 駅南1丁目, 駅南2丁目, 三輪, 溝口, 真壁, 中原, 三須, 上林, 下林, 赤浜, 西郡, 地頭片山, 岡谷, 宿, 清音柿木, 清音軽部, 清音上中島, 清音三因, 清音古地
岡山市	岡山市の内 北区三手, 北区小山, 北区福崎, 北区高塚, 北区高松田中, 北区下土田, 北区門前, 北区立田, 北区高松原古才, 北区高松, 北区和井元, 北区加茂, 北区惣爪, 北区津寺, 北区新庄上, 北区新庄下, 北区吉備津, 北区庭瀬, 北区平野, 北区延友, 北区東花尻, 北区西花尻, 北区川入, 北区撫川, 北区中撫川, 北区納所, 北区大内田, 南区妹尾, 南区箕島, 南区大福, 南区妹尾崎, 南区古新田, 南区山田, 南区東畦, 南区内尾, 南区中畦, 南区曾根, 南区西畦, 南区藤田, 南区川張, 南区彦崎, 南区片岡, 南区宗津, 南区迫川
早島町	都窪郡早島町の内 早島, 前湯

※当土地改良区ホームページのトップ画面「受益地検索」から、検索専用のExcelファイルをダウンロードできますので、ご利用ください。

役員名簿及び組織図

◆役員名簿【任期：令和4年10月20日～令和8年10月19日】 (R7.4.1時点)

役職	氏名	住所	備考
理事長	矢野 秀典	倉敷市山地	
副理事長	高橋 昌己	岡山市南区内尾	
理事	難波 弘	岡山市南区川張	総務課担当
理事	楠戸 通博	倉敷市羽島	管理課担当
理事	内田 勇	岡山市北区高塚	施設課担当
理事	薬師寺 茂	総社市刑部	
理事	宮原 進	倉敷市東富井	
理事	木口 昌宣	倉敷市真備町川辺	
理事	小野 崇明	倉敷市玉島爪崎	
理事	石原 祥男	倉敷市連島町連島	
理事	山地 康弘	倉敷市三田	
常務理事	横山 慎二	総社市駅南	員外
総括監事	田中 肇	倉敷市茶屋町早沖	
監事	荒木 巧	岡山市北区撫川	
監事	中川 逸実	倉敷市玉島上成	
監事	江口 仁志	総社市清音軽部	
監事	菱川 由紀子	倉敷市山地	員外

○令和7年度職員名簿及び組織図

所属	職名	氏名	備考
	事務局長	岸本 浩明	総務課長事務取扱
	事務局次長	村上 泰	管理課長事務取扱
総務課	参事	金藤 朋美	
	主査	中村 真二	
管理課	参事	横山 佳弘	
	主幹	野瀬 健司	
	嘱託	渡辺 昌子	
施設課	課長	井本 和也	
	主幹	岡 正樹	管理課兼務
	主査	橋本 健生	

